

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	4-3
処分の種類	向精神薬取扱責任者の変更命令			
根拠法令条例等・条項	麻薬及び向精神薬取締法第50条の41			
処分の概要	向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者の向精神薬取扱責任者の変更命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きいため)</p> <p>【参考】</p> <p>・麻薬及び向精神薬取締法第50条の41  厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者が置く向精神薬取扱責任者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者が置く向精神薬取扱責任者について、これらの者がこの法律その他薬事に関する法令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反したとき、又はこれらの者が向精神薬取扱責任者として不相当と認めるときは、その向精神薬営業者に対して、その変更を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			